

産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準

令和元年（2019年）9月1日改正

第1 趣 旨

この基準は、熊本県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）第23条の規定により、産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関し必要な事項を定める。この基準の運用において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）等法令が定める基準に適合することが客観的かつ明確である場合はこの基準は適用しない。

第2 定 義

この基準における用語の定義は、熊本県産業廃棄物処理指導要綱第2条に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）の例によるものとする。

第3 産業廃棄物の保管施設・積替え保管施設の主要設備

1 産業廃棄物の保管施設の主要設備

保管施設の主要設備の構造は、次のとおりとする。

(1) 液状産業廃棄物の保管設備は、次に掲げる要件を備えること。

ア 槽構造の設備により保管する場合

(ア) 保管しようとする産業廃棄物の性状に適したFRP製、プラスチック製及びコンクリート製等の堅牢な槽構造のもの（以下「保管槽」という。）で、槽の内部は産業廃棄物の種類に応じて、防食加工又は防油加工を施すこと。

(イ) 保管槽には、雨水等が混入しない建屋構造（保管槽の構造が堅牢で雨水等が混入しない構造である場合を除く。）を有し、床には十分な容量の水密コンクリートの流出防止堤と事故時に備えての中和剤、吸着剤等の薬剤保管設備を設けること。

(ウ) 腐敗するおそれのある液状の産業廃棄物は、性状が変化する前に搬出すること。

イ 容器に入れて保管する場合

(イ) 容器は、産業廃棄物の種類に応じて容器の内部を防食加工又は防油加工を施した堅牢なものであること。なお、平成28年3月8日に熊本県が実施した水銀含有廃棄物の安全かつ効率的な処理方法に関する検討会により提出された提言書（以下、「提言書」という。）における提言に基づき、液体の水銀が封入された水銀使用製品産業廃棄物や液状の水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、万が一水銀使用製品産業廃棄物が破損した場合でも、水銀及び水銀使用製品産業廃棄物が容器外に流出しないような密封できる構造の容器とするよう努めること。

(イ) 床は、水密コンクリートで厚さ20cm以上であること。

(ウ) 床の周囲には、容器が転倒した場合などに備え、十分な容量の水密コンクリートの流出防止堤を設けること。

(エ) 構造上安全な屋根を設けること。

(2) ゴムくず、がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管設備は、外周仕切設備（コンクリート製又はこれと同等の強度を有する材質であること。）

により明確に区分されていること。

- (3) 廃プラスチック類、金属くず、木くず、紙くず及び繊維くずの保管設備は、外周仕切設備（コンクリート製又はこれと同等の強度を有する材質であること。）により三方が囲われ、原則として屋根を有すること。ただし、廃プラスチック類（廃タイヤ及び廃ビニール類に限る。）、金属くず及び木くずの保管施設については、雨水、劣化対策を講ずるものとする。
- (4) PCB廃棄物の保管施設は、環境省が定めるPCB廃棄物に関するガイドラインの各基準に基づき設けること。
- (5) 石綿含有産業廃棄物の保管施設は、環境省が定める石綿含有廃棄物に関するマニュアルの各基準に基づき設けること。
- (6) 水銀使用製品産業廃棄物の保管施設は、環境省が定める水銀廃棄物に関するガイドラインの各基準に基づき設けること。
- (7) 第1号から第6号までに掲げる産業廃棄物以外の産業廃棄物の保管設備は、次の要件を備えること。ただし、保管量が少量であって、十分な強度を有する容器（樹脂製の二重袋等も含む。）に入れて建屋内に保管する場合は、この限りでない。
 - ア コンクリート（コンクリートブロックを含む。）製の堅牢な外周仕切設備により三方が囲われており、屋根を有すること。
 - イ 床は、床面を設置場所の地盤面より20cm以上高くし、水密コンクリートを用いた厚さ20cm以上とする。
 - ウ 産業廃棄物の保有水及び浸出水を外部へ流出させないよう、適切に捕集し、排水する場合は排水基準に適合させたのち排水すること。

2 産業廃棄物の保管施設の付帯設備

保管施設の付帯設備の構造は、次のとおりとする。ただし、保管施設を事業場内（工場等の建屋内部の保管施設）に設置する場合には、次の第1号及び第2号は除くものとする。

- (1) 保管施設を設置しようとする場所の周囲には、事故防止のため人がみだりに立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。なお、当該囲いは、原則として1箇所に出入口を設けた高さ1.8m以上の鋼製のネットフェンスとし、出入口には施錠できる堅牢な扉を設けること。
- (2) 保管施設の出入口の見やすい場所に、図1の立札を設置すること。
- (3) がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管施設以外の保管施設にあっては、雨水等が保管設備へ流入しないよう講ずること。
- (4) 産業廃棄物の保管施設にあっては産業廃棄物の性状に応じ、消火設備（「内容量が10リットル以上の消火器等」以下同じ。）を設置すること。
- (5) 床洗浄等のため、給水設備を設けること。
- (6) 管理事務所が設置されていること。

3 特別管理産業廃棄物の保管施設の主要設備及び付帯設備

保管施設の主要設備の構造は、1及び2の規定によるほか、次のとおりとする。なお、廃石綿等、廃水銀等については、それぞれのマニュアル及びガイドラインに基づき保管設備を備えること。

- (1) 液状の特別管理産業廃棄物の槽構造による保管設備は、1(1)のほかに、次に掲げる要件を備えること。
 - ア 保管槽がコンクリート製である場合、当該保管槽は、水密コンクリートの厚さ20cm以上の鉄筋構造物であること。さらに、槽の内部は特別管理産業廃棄物の種類に応じて、防食加工又は防油加工を施すこと。
 - イ 保管槽外壁最下部は、床面又は地盤面より高くすること。

- ウ 保管槽設置場所の床は、水密コンクリート製の厚さ20cm以上の鉄筋構造物であること。
- エ 液状の感染性産業廃棄物の保管設備は、施設全体が密閉式の構造であり、出入口は1箇所のみとすること。なお、出入口は密閉式で、かつ、施錠できる堅牢な扉を設けること。
- オ 床の周囲には、水密コンクリートを用いた厚さ10cm以上のオーバーフロー液及び漏出液の集水溝（末端に集水ピットが設けられているもの。）を設けること。
- カ オの集水溝の外側には、十分な容量を有する水密コンクリートの流出防止堤を設けること。
- (2) 少量の液状の特別管理産業廃棄物を容器に入れて保管する場合の保管設備の構造は、1(1)に準じるものとするが、床は、水密コンクリートを用いた厚さ20cm以上の鉄筋構造物とすること。
- (3) 液状以外の特別管理産業廃棄物の保管設備は、次に掲げる要件を備えること。ただし、保管量が少量であって、十分な強度を有するプラスチック製の袋等に入れ、かつ、それを鋼製等の容器に入れて建屋内に保管する場合は、この限りでない。
 - ア 水密コンクリートを用いた厚さ15cm以上の鉄筋構造物である外周仕切設備により三方が囲われており、堅牢な屋根を有すること。
 - イ 外周仕切設備により囲われていない一方には、密閉式で施錠できる堅牢な扉を設けること。
 - ウ 床は、床面を設置場所の地盤面より20cm以上高くし、水密コンクリートを用いた厚さ20cm以上の鉄筋構造物とすること。
 - エ 特別管理産業廃棄物の保有水及び浸出水を外部へ流出させないよう、適切に捕集し、排水する場合は排水基準に適合させたのち排水すること。
- (4) 感染性産業廃棄物の保管設備の構造は、(1)～(3)のほか、次に掲げる要件を備えること。
 - ア 感染性産業廃棄物は、次の容器に入れて保管を行うこと。
 - (7) 注射針、メス等の鋭利なものは、金属製又はプラスチック製の堅牢な容器を使用すること。
 - (4) 固形状のものは、堅牢なプラスチック製の容器又は丈夫なプラスチック製の袋を二重にして使用すること。
 - (7) 液状又は泥状のものは、液等が漏洩しない堅牢なプラスチック製又は金属製の容器を使用すること。
 - イ 保管設備は、全体を密閉方式とし、出入口は堅牢な扉の1箇所、かつ、施錠できる構造とすること。

4 産業廃棄物の積替え保管施設の主要設備

積替え保管施設の主要設備の構造は、1の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 液状の産業廃棄物の積替え保管設備は、1(1)の規定によること。
- (2) がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず以外の積替え保管設備は、建屋構造とし、受入場所及び分別後の産業廃棄物の種類ごとの保管場所がコンクリート製又はこれと同等の強度を有する材質の仕切設備で区分されていること。
- (3) がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの積替え保管設備は、建屋構造でなくともよいが、当該設備の区域が明確に判断できるように、外周仕切設備（コンクリート製又はこれと同等の強度を有する材質であること。）により明確に区分されていること。なお、粉じん発生防止のための散水設備を設けること。

5 産業廃棄物の積替え保管施設の付帯設備

積替え保管施設の付帯設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 積替え保管施設を設置する土地の周囲には、事故防止のため、人がみだりに立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。なお、当該囲いは、原則として1箇所に出入口を設けた高さ1.8m以上の鋼製のネットフェンスとし、出入口に施錠できる堅牢な扉を設けること。
- (2) 産業廃棄物の保有水及び浸出水を外部へ流出させないよう、適切に捕集し、排水する場合は排水基準に適合させたのち排水すること。
- (3) 産業廃棄物の積替え保管施設にあつては、保管する産業廃棄物の種類に応じて消火設備を設置すること。
- (4) 床又は地盤面の洗浄等のため、給水装置を設けること。
- (5) 管理事務所を設置すること。

6 特別管理産業廃棄物の積替え保管施設の主要設備等

保管施設の主要設備等の構造は、4及び5の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 液状の特別管理産業廃棄物の槽構造による積替え保管施設は、3(1)に規定する要件を備えたものを建屋内に設置すること。
- (2) 液状の特別管理産業廃棄物を容器に入れて保管する場合の積替え保管設備の床は、水密コンクリートで厚さ20cm以上とし、使用する容器の内部は、特別管理産業廃棄物に応じて防食加工又は防油加工を施した堅牢なものであること。
- (3) 液状以外の特別管理産業廃棄物の積替え保管設備は、3(3)に規定する要件を備えること。
- (4) 感染性産業廃棄物の積替え保管施設は、3(4)に準じた構造とする。

第4 中間処理施設の構造基準

1 産業廃棄物の焼却施設の主要設備

焼却施設の主要設備の構造は、規則第1条の7のほか、次のとおりとする。

- (1) 焼却炉は、鉄筋構造のコンクリート製の床又はそれと同等の強度を有する架台等に固定されていること。
- (2) 焼却炉の炉底は、生活環境保全上の支障が生じないようにするため、炉壁又は炉体と同等の材料で設置すること。
- (3) 焼却施設に設置される送風機等から発生する騒音及び振動について、当該設置場所の基準に適合させることができる防音及び防振措置を講ずること。
- (4) 悪臭対策として必要に応じて脱臭装置を設けること。
 - ア 排ガスのSO_x、NO_x及びばいじん等を、当該設置場所のばい煙等の基準まで処理することができる設備を講ずること。
 - イ 排ガス処理設備の前後の煙道の適切な位置に、排ガスの測定孔を設けること。
- (5) 焼却炉及び後燃焼炉(煙道から煙突の部分までを含む。)の構築材質は、規則第1条の7に規定する温度に対して耐熱性のある材料を使用すること。
- (6) 異常な高温の燃焼等を避けるため、異常高温を感知する警報装置を設けること。
- (7) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (8) 空気取入口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できるものであること。

2 産業廃棄物の焼却施設の付帯設備

焼却施設の付帯設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から焼却施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。
- (2) 焼却施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則として、みだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製のネットフェンスを設けること。ただし、

事業者が事業場内に設置する施設については、この限りでない。

- (3) 運搬車両に付着した汚泥等を洗い落とす洗車設備を設けること。なお、当該設備から生ずる汚水を適正に処理することができる排水処理設備を設けること。
- (4) 消火設備を設置すること。
- (5) スクラバーの洗浄水が循環式でない場合には、地下水の汚染を監視することができる設備を設けること。
- (6) 助燃及び後燃焼用の熱源として重油等を使用する場合には、その貯留設備等の構造を消防法及び関係法令の基準に適合させること。
- (7) アルカリ剤等の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量を有する不透水性コンクリート製の流出防止堤を設けること。
- (8) 受入れ設備を設ける場合、処分しようとする産業廃棄物の種類により、当該設備の構造は次のとおりとする。
 - ア 液状の産業廃棄物の焼却施設にあっては、第3の1(1)の規定によること。
 - イ 廃プラスチック類の焼却施設にあっては、第3の1(3)の規定によることとし、床は水密コンクリート構造であること。
 - ウ 有機性汚泥及び動植物性残さの焼却施設にあっては、第3の1(7)の規定によることとし、悪臭防止設備を設けること。
 - エ 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くずの焼却施設にあっては、第3の1(3)の規定によることとし、床は水密コンクリート構造とすること。
 - オ 上記以外の産業廃棄物の焼却施設にあっては、第3の1(7)の規定によること。
- (9) 処理後の燃え殻の貯留設備の構造は、第3の1(7)の規定によること。
- (10) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置すること。
- (11) 床洗浄等のため、給水設備を設けること。
- (12) 焼却施設が設置されている場内に管理事務所を設置すること。

3 特別管理産業廃棄物の焼却施設の主要設備等

焼却施設の主要設備等の構造は、1及び2項の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 焼却設備の設置場所の床は、第3の3(3)ウ及びエの規定によるものとし、床洗浄水等を外部へ流出させないよう適切に捕集し、排水する場合は排水基準に適合させたのち排水すること。
- (2) 洗車設備から生ずる汚水を外部へ流出させないよう適切に捕集し、排水する場合は排水基準に適合させたのち排水すること。
- (3) 受入れ設備を設ける場合、処分しようとする特別管理産業廃棄物の種類により、当該設備の構造は、次のとおりとする。
 - ア 液状の特別管理産業廃棄物の焼却施設にあっては、第3の3(1)又は(2)の規定によること。
 - イ 汚泥等の焼却施設にあっては、第3の3(3)の規定によること。
- (4) 焼却処分するものの性状の分析及び有害物質に係る分析を自ら又は委託による実施できる体制を持つこと。

4 産業廃棄物の破碎、破碎・分級、切断及び粉碎施設の主要設備

破碎、破碎・分級、切断又は粉碎施設の主要設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 破碎機、分級機、切断機又は粉碎機は、騒音を防止するため建屋内に設置すること。ただし、がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を除く)の破碎又は破碎・分級施設にあっては、この限りでない。
- (2) 破碎機、破碎・分級機、切断機又は粉碎機は、鉄筋構造のコンクリート製の床又はそれと同等の強度を有する架台等に固定すること。

- (3) 破碎機、破碎・分級機、切断機又は粉碎機を建屋内に設置する場合は、紛じんが建屋から周囲へ飛散することを防止するため、機器及び建屋内に集じん装置又は紛じんが発生する箇所に散水装置を設けること。また、水銀使用製品産業廃棄物を破碎する場合は、環境省が定める水銀廃棄物に関するガイドラインの基準に従うほか、水銀ガスや水銀を含む紛じんが環境中に飛散しないように吸引機器等を稼働させた状態で破碎ができるよう努めること。
- (4) 破碎機等を建屋外に設置する場合は、周囲の状況に応じて、破碎機、分級機、ベルトコンベアー等から発生する紛じんの施設周辺への飛散を防止するため、紛じん発生箇所のすべてに集じん装置又は散水装置を設けること。
- (5) 破碎機、破碎・分級機、分級機、切断機又は粉碎機から発生する騒音及び振動について、当該設置場所の基準に適合させることができる防音及び防振設備を設けること。

4の2 産業廃棄物の移動式破碎施設の主要設備

移動式破碎施設の主要設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 移動式破碎施設を使用するに当たっては、工事現場内に作業場所を確保して使用すること。
- (2) 移動式破碎施設には、自重、荷重等に対する安定が確保できる固定・安定化装置を設けること。
- (3) 紛じんによる施設周辺への飛散を防止するため、紛じん発生箇所の全てに集じん装置又は散水装置を設けること。
- (4) 作業場所の周辺には、当該作業場所の基準に適合させることができる防音及び防振設備を設けること。

5 産業廃棄物の破碎、破碎・分級、切断、粉碎施設の付帯施設

破碎、破碎・分級、切断又は粉碎施設の付帯施設の構造は、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に、防じん対策を講ずること。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製のネットフェンスを設けること。この場合、近隣に住家がある場合又は建設が予定されている場合には、当該囲いはしゃ音構造の防音壁であること。
- (3) 消火設備を設置すること。
- (4) 受入れ設備の構造は、処理対象の産業廃棄物の種類に応じて、第3の1(2)又は(3)の規定によることとし、床面は水密コンクリート構造であること。なお、廃プラスチック類(廃タイヤ及び廃ビニール類に限る。)、金属くず及び木くずの受入れ設備は、雨水、劣化対策を講ずるものとする。ただし、がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの貯留設備については、この限りではない。
- (5) 処理後の産業廃棄物の貯留設備の構造は、当該産業廃棄物の種類に応じて、第3の1(2)又は(3)の規定によることとし、床面は水密コンクリート構造とする。ただし、がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの貯留設備は、この限りでない。
- (6) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリート二次製品に係るものに限る。)の破碎施設にあっては、場内の雨水を集水しpH調製及び懸濁物質沈殿等の水処理をすることができる排水処理設備を設けること。
- (7) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置すること。
- (8) 破碎及び破碎・分級施設等が設置されている場内に管理事務所を設置すること。
- (9) pH((6)に掲げる施設に限る。)、騒音、振動に係る測定を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

5の2 産業廃棄物の移動式破碎施設の付帯設備

移動式破碎施設の付帯施設の構造は、次のとおりとする。

- (1) 作業場所の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができるフェンスを設けること。ただし、工事現場の敷地全体に同等の囲いがある場合はこの限りでない。
- (2) 図2の立札を、作業場所の入口等見やすいところに設置すること。
- (3) 作業場所において、騒音、振動に係る測定を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

6 産業廃棄物の廃アスファルト再生施設の主要設備

廃アスファルト再生施設の主要設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 再生施設は、鉄筋構造のコンクリート製の床又はそれと同等の強度を有する架台等に固定すること。
- (2) 施設周辺の状況に応じて、トロンメル、ベルトコンベアー等から発生する粉じんの施設周辺への飛散を防止するため、粉じん発生箇所に集じん装置又は散水装置を設けること。
- (3) トロンメル等から発生する騒音及び振動について、当該設置場所の基準に適合させることができる防音及び防振設備を設けること。
- (4) 施設から排出される排ガス等によって生活環境上の支障が生じないようにするため、次の要件を備えた排ガス処理設備を設けること。
 - ア 排ガス(SO_x及びNO_x等)を当該設置場所のばい煙等の基準まで処理する設備を設けること。
 - イ ばいじん除去のための集じん装置を設けること。
 - ウ 悪臭対策を講じること。
 - エ 排ガス処理設備の前後の煙道の適切な位置に、測定孔を設けること。

7 産業廃棄物の廃アスファルト再生施設の付帯施設

廃アスファルト再生施設の付帯施設の構造は、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製のネットフェンスを設けること。
- (3) 受入れ設備の構造は、第3の1(2)の規定によること。
- (4) 再生施設の熱源として重油等を使用する場合には、その貯留設備等の構造を消防法及び関係法令の基準に適合させること。
- (5) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置すること。
- (6) 消火設備を設置すること。
- (7) 廃アスファルトの再生施設が設置されている場内に管理事務所を設置すること。
- (8) 騒音及び振動に係る測定を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

8 産業廃棄物の天日乾燥施設の主要設備

天日乾燥施設の主要設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 天日乾燥床は、自重、荷重、地震力等に対して十分な耐力を有する水密コンクリート又はこれと同等以上の耐力を有する材質によるものとし、内壁に防食加工等の設備を設けること。
- (2) 天日乾燥床は、雨水が当該乾燥床に入らないように開閉できる屋根又はビニールシート等の覆い(覆いの長さは、乾燥床の両端から2m以上の長さとする。)を設け、かつ、乾燥床側壁天端より20cm以上高くすること。
- (3) 有機性汚泥等の腐敗しやすいものを処理対象とする場合は、脱臭剤散布装置等の悪臭防止設備を設け、かつ、天日乾燥床には汚泥等の切り返しの設備を設けること。

9 産業廃棄物の天日乾燥施設の付帯設備

天日乾燥施設の付帯設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製のネットフェンスを設けること。ただし、事業者が事業場内に設置する施設については、この限りでない。
- (3) 運搬車輛に付着した汚泥等を洗い落とすピット式の洗車設備を設けること。なお、当該設備から生ずる汚水を適正に処理することができる排水処理設備を設けること。
- (4) 受入れ設備を設ける場合、当該設備の構造は、処理前の汚泥等の性状により、第3の1(1)又は(7)によること。
- (5) 処理後の汚泥の貯留設備を設ける場合、当該設備の構造は第3の1(7)の規定によること。
- (6) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置すること。
- (7) 消火設備を設置すること。
- (8) 施設の洗浄等のため、給水設備を設けること。
- (9) 天日乾燥施設が設置されている場内に管理事務所を設置すること。
- (10) pH及び電気伝導率等に係る測定を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

10 特別管理産業廃棄物の天日乾燥施設の主要設備及び付帯設備

天日乾燥施設の主要設備等の構造は、8及び9の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 天日乾燥床外壁最下部は、床面又は地盤面より高くすること。
- (2) 天日乾燥床及びその設置場所の床は、第3の1(1)の規定によること。ただし、「保管槽」を「天日乾燥床」と読み替えるものとする。
- (3) 天日乾燥床には飛散防止設備を設けること。
- (4) 施設の周囲に囲いを設けること。当該囲いは、原則として高さ1.8m以上の鋼製のネットフェンスとし、出入口は施錠できる構造であること。
- (5) ピット式の洗車設備から生ずる汚水を、当該設置場所の放流水の水質基準まで処理することができる排水処理措置を講ずること。
- (6) 天日乾燥処分するものの性状の分析及び有害物質に係る分析を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

11 産業廃棄物の機械乾燥施設の主要設備

機械乾燥施設の主要設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 乾燥機は、建屋内に設置すること。ただし、安全管理上建屋内に設置することが困難と判断される場合には、この限りでない。
- (2) 乾燥機は、鉄筋構造のコンクリート製の床又はそれと同等の強度を有する架台等に固定すること。
- (3) 乾燥炉の炉温を確認する温度測定記録装置を設けること。
- (4) 施設から排出される排ガスによって生活環境上の支障が生じないようにするため、次の要件を備えた排ガス処理設備を設けること。ただし、焼却施設等を併設し、当該焼却施設の排ガス処理設備において、乾燥炉からの排ガスを併せて処理する場合は、この限りでない。

ア 排ガスを当該設置場所のばい煙等の基準まで処理することができる設備を設けること。

イ 排ガス処理設備の前後の煙道の適切な位置に、測定孔を設けること。

- (5) 乾燥機(煙道から煙突までを含む。)の構築材質には、乾燥温度を十分に耐える耐熱

性の材料を使用すること。

- (6) 乾燥施設等から発生する騒音及び振動については、当該設置場所の基準に適合することができる防音及び防振設備を設けること。

1 2 産業廃棄物の機械乾燥施設の付帯設備

機械乾燥施設の付帯施設の構造は、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製ネットフェンスを設けること。ただし、事業者が事業場内に設置する施設については、この限りでない。
- (3) 運搬車輛に付着した汚泥等を洗い落とすピット式の洗車設備を設けること。なお、当該設備から生ずる汚水を、適正に処理することができる排水処理設備を設けること。
- (4) スクラバーの洗浄水が循環式でない場合には、地下水の汚染を監視することができる設備を設けること。
- (5) 消火設備を設置すること。
- (6) 乾燥用の熱源として重油等を使用する場合には、重油貯留設備等の構造を消防法及び関係法令の基準に適合させること。
- (7) スクラバーがアルカリ湿式洗浄方式である施設にあっては、アルカリの薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量を有する水密コンクリート製の流出防止堤を設けること。
- (8) 受入れ設備の構造は、処理前の産業廃棄物の性状により、第3の1(1)又は(7)の規定によること。
- (9) 処理後の汚泥の貯留設備の構造は、第3の1(7)の規定によること。
- (10) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置すること。
- (11) 床洗浄等のため、給水設備を設けること。
- (12) 機械乾燥施設が設置されている場内に管理事務所を設置すること。
- (13) スクラバーの洗浄水が循環式でない施設にあっては、pH及び電気伝導率等に係る測定を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

1 3 特別管理産業廃棄物の機械乾燥施設の主要設備等

機械乾燥施設の主要設備等の構造は、11及び12によるほか、次のとおりとする。

- (1) 機械乾燥設備の設置場所の床は、第3の3(1)ウ及びオの規定によるものとし、床洗浄水等を当該設置場所の放流水の水質基準まで処理することができる排水処理設備を設けること。
- (2) 受入れ設備の構造は、処理前の汚泥等の性状により第3の3(1)若しくは(2)又は(3)の規定によること。
- (3) 処理後の汚泥等の貯留設備の構造は、第3の3(3)の規定によること。
- (4) スクラバーの洗浄水が循環式でない施設にあっては、機械乾燥処分するものの性状の分析及び有害物質に係る分析を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

1 4 産業廃棄物の脱水施設の主要設備

脱水施設の主要設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 脱水機は、産業廃棄物の性状に適した方式のものであること。
- (2) 脱水機は、建屋内に設置すること。
- (3) 脱水機は、鉄筋構造のコンクリート製の床又はそれと同等の強度を有する架台等に固定すること。
- (4) 施設の床又は地盤面は、水密コンクリートとし、当該床面又は地盤面には、オーバーフロー、漏出した汚水及び床洗浄水を集水し、受入れ設備、汚水処理施設の原水槽

又は次の排水処理設備へ導水できる設備を設けること。

- (5) 脱水ろ液を受入れ設備又は汚水処理設備の原水槽へ導かない場合は、当該ろ液を当該設置場所の放流水の水質基準まで処理することができる排水処理設備を設けること。
- (6) 必要に応じて、濃縮槽、凝集沈殿槽又は加圧浮上槽を設けること。

1 5 産業廃棄物の脱水施設の付帯施設

脱水施設の付帯施設の構造は、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製ネットフェンスを設置すること。ただし、事業者が事業場内に設置する施設については、この限りでない。
- (3) 運搬車輛に付着した汚泥等を洗い落とすピット式の洗車設備を設けること。なお、当該設備から生ずる汚水を適正に処理することができる排水処理設備を設けること。
- (4) 脱水施設から発生する騒音及び振動を防止するため、防音及び防振設備を設けること。
- (5) 凝集剤等の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量を有する水密コンクリート製の流出防止堤を設けること。
- (6) 受入れ設備を設ける場合は、第3の1(1)の規定によること。
- (7) 処理後の汚泥の貯留設備の構造は、第3の1(7)の規定によること。
- (8) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置する。
- (9) 消火設備を設置すること。
- (10) 床洗浄のため、給水設備を設けること。
- (11) 脱水施設が設置されている場内に管理事務所を設置すること。
- (12) pH及び電気伝導率等に係る水質測定を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

1 6 特別管理産業廃棄物の脱水施設の主要設備等

脱水施設の主要設備等の構造は、14及び15の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 脱水施設が設置される場所の床及び濃縮槽等は、第3の3(1)の規定によること。ただし、「保管槽」を「濃縮槽等」と読み替えるものとする。
- (2) ピット式の洗車設備から生ずる汚水を、受入れ設備、汚水処理施設の原水槽又は14(5)の規定による排水処理設備に導水できる設備を設けること。
- (3) 受入れ設備を設ける場合は、第3の3(1)の規定によること。
- (4) 処理後の特別管理産業廃棄物の汚泥の貯留設備の構造は、第3の3(3)の規定によること。
- (5) 脱水処分するものの性状の分析及び有害物質に係る分析を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

1 7 産業廃棄物の堆肥化施設の主要設備

堆肥化施設の主要設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 堆肥化設備は、建屋内に設置すること。
- (2) 発酵槽は、FRP製、プラスチック製又はコンクリート製等の堅牢なものとする。
- (3) 産業廃棄物の含水率を一定にするため、乾燥又は脱水設備を設けることが望ましい。
- (4) 発酵温度を確認する温度測定装置を設けること。
- (5) 発酵をむらなく行うため、切り返しができる装置を設けること。ただし、発酵槽の

容量が小さく適切に発酵が行われる施設については、この限りでない。

- (6) 周囲の住家等の状況に応じて、悪臭が建屋外へ漏れないようにするため、脱臭装置を設けること。

1 8 産業廃棄物の堆肥化施設の付帯設備

堆肥化施設の付帯施設の構造は、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製ネットフェンスを設けること。ただし、事業者が事業場内に設置する施設については、この限りでない。
- (3) 運搬車両に付着した汚泥等を洗い落とすことができるピット式の洗車設備を設けること。なお、当該設備から生ずる汚水を適正に処理することができる排水処理設備を設けること。
- (4) 乾燥用の熱源として重油等を使用する場合には、その貯留設備等の構造を消防法及び関係法令の基準に適合させること。
- (5) 受入れ設備の構造は、第3の1(7)の規定によること。
- (6) 処理後の有機肥料の適切な保管設備を設けること。なお、保管設備の床面は、水密コンクリート構造とすること。
- (7) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置すること。
- (8) 消火設備を設置すること。
- (9) 堆肥化施設が設置されている場内に管理事務所を設置すること。なお、事業者が事業場内に同様の施設を設置している場合は、この限りでない。

1 9 産業廃棄物の油水分離施設の主要設備

油水分離設備の主要設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 油水分離設備は、水密コンクリート等の堅牢な材質による槽構造のもの（以下「油水分離槽」という。）であり、その内壁には、防水加工及び防油加工等を施すこと。
- (2) 油水分離槽の容量は、十分な滞留時間を確保できる容量を有するものであること。
- (3) 油水分離槽には油分が確実に回収できる装置が設けられており、比重が1より小さい廃油を処理対象とする場合には、複数の油水分離槽のうちの最後の一槽に分離効率を上げるための加圧浮上等の設備を設けること。
- (4) 廃油の受入れ設備には、油水分離槽へ適正量の廃油を供給することができる定量ポンプ等の供給装置を設けること。
- (5) 施設の床又は地盤面は、水密コンクリート構造とし、オーバーフロー、漏出した油分及び汚水を床洗浄水の受入れ設備又は油水分離槽の第1槽へ導水できる設備を設けること。
- (6) 分離された水分を排出する場合は、当該分離水を当該設置場所の放流水の水質基準まで処理できる排水処理設備を設けること。
- (7) 排水処理設備には放流ピットを設け、当該ピットには、油分と水分が十分に分離されなかった場合に備え、廃油の比重に応じ、水分が下又は上を通過する構造の堰を設けること。

2 0 産業廃棄物の油水分離施設の付帯設備

油水分離施設の付帯設備等の構造は、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製ネットフェンスを設けること。ただし、事業者が事業場内に設置する施設については、この限りでない。

- (3) 消火設備を設置すること。
- (4) 廃油の流出事故に備えるためのオイルフェンス、油吸着マット、油吸着剤等を備えること。また、これらの保管設備も設けること。
- (5) 処理前の廃油の受入れ設備及び処理後の廃油の貯留設備の構造は、第3の1(1)の規定によること。
- (6) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置すること。
- (7) 床洗浄のため、給水設備を設けること。
- (8) 油水分離施設が設置されている場内に管理事務所を設置すること。
- (9) pH及び電気伝導率等に係る水質測定を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

2.1 特別管理産業廃棄物の油水分離施設の主要設備等

油水分離施設の主要設備等の構造は、19及び20の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 油水分離設備が設置される場所の床及び油水分離槽は、第3の3(1)の規定によること。ただし、「保管槽」を「油水分離槽」と読み替えるものとする。
- (2) 受入れ設備を設ける場合、当該設備の構造は、第3の3(1)又は(2)の規定によること。
- (3) 処理後の廃油の貯留設備の構造は、第3の3(1)又は(2)の規定によること。
- (4) 廃油の性状の分析及び有害物質に係る分析を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

2.2 固形化・固化施設の主要設備

特別管理産業廃棄物のコンクリート固型化施設又は有害可能性産業廃棄物(「原材料又は触媒等として有害物質を使用する事業場において生ずる産業廃棄物にあって、毎年2回以上実施する溶出試験においては有害物質が有害判定基準を超えて溶出することはないが、各ロットごとに溶出試験を実施することはないため、有害物質が溶出するおそれがないとは断言できない燃え殻、汚泥、鉍さい及びばいじんをいう。」以下同じ。)のコンクリート固化施設の主要設備の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 固型化・固化設備は、建屋内に設置すること。
- (2) 固型化・固化設備は、鉄筋構造コンクリート製の床又はそれと同等の強度を有する架台等に固定すること。
- (3) 特別管理産業廃棄物の固型化設備は、コンクリート固型化の一軸圧縮強度並びにその大きさ及び形状を、金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準(昭和52年環境庁告示第5号)に適合させること。
- (4) 特別管理産業廃棄物のコンクリート固型化施設又は有害可能性産業廃棄物のコンクリート固化施設にあっては、汚泥等の含水率を一定にするため、乾燥設備等を設けると。
- (5) 水硬性セメント、水及び特別管理産業廃棄物又は有害可能性産業廃棄物を均一に混合できる混練設備及びそれらの所定量を混練設備に供給することができる定量供給装置を設けること。
- (6) 雨水流入防止措置が講じられた建屋内に、三方の側壁及び底面を水密コンクリート構造としたコンクリート固型物又はコンクリート固化物を養生させるための場所を設けること。
- (7) 施設の床は、第3の3(1)ウ及びオによること。
- (8) 床洗浄水等を処理するため、当該洗浄水等を当該設置場所の放流水の水質基準まで処理することができる排水処理設備を設けること。

2 3 固型化・固化施設の付帯設備

特別管理産業廃棄物のコンクリート固型化施設又は有害可能性産業廃棄物のコンクリート固型化施設の付帯施設の構造は、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製ネットフェンスを設けること。ただし、事業者が事業場内に設置する施設においてはこの限りでない。
- (3) 運搬車両に付着した特別管理産業廃棄物又は有害可能性産業廃棄物の汚泥等を洗い落とすピット式の洗車設備を設けること。なお、当該施設から生ずる汚水は、22(8)に規定する排水処理設備へ導水すること。
- (4) 乾燥用の熱源として重油等を使用する場合には、その貯留設備等の構造を消防法及び関係法令の基準に適合させること。
- (5) 受入れ設備の構造は、処理前の特別管理産業廃棄物の性状により、第3の3(1)若しくは(2)又は(3)の規定によること。
- (6) 処理後の13号廃棄物(コンクリート固型物又はコンクリート固化物)の貯留設備の構造は、有害判定基準の適合状況により、第3の1(7)又は3(3)の規定によること。
- (7) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置する。
- (8) 消火設備を設置すること。
- (9) 床洗浄等のため、給水設備を設けること。
- (10) 固型化・固化施設が設置されている場内に管理事務所を設置すること。
- (11) 固型化・固化処分するものの性状の分析及び有害物質に係る水質測定を自ら又は委託により実施出来る体制を持つこと。

2 4 産業廃棄物の中和施設の主要設備

中和施設の主要設備の構造は、次のとおりとする。

- (1) 中和施設は、建屋内に設置すること。
- (2) 中和設備は、処理対象の廃酸又は廃アルカリ等の性状に適した材質の、又はそれに応じた防食加工を施した水密コンクリート等の槽構造のもの(以下「中和槽」という。)とし、当該中和槽に、廃酸又は廃アルカリ等と中和剤とを速やかに混合することができる攪拌装置を設けること。
- (3) 中和槽には、中和処理によって生じた生成塩類を適正に引き抜くことができる設備を設けること。
- (4) 中和構内及び中和槽出口に遠隔測定方式のpH計(警報装置付のものであること。)を設置すること。
- (5) 中和槽外壁最下部は、床面又は地盤面より高くすること。
- (6) 中和剤の薬剤貯留設備には、廃酸及び廃アルカリの両方のものを備えること。
- (7) 中和設備が自動処理方式のものである場合は、廃酸又は廃アルカリの中和槽への移送量を調節できる定量ポンプ等の供給装置及び(4)に規定するpH計と連動する自動制御方式の中和剤の注入装置を設けること。
- (8) 施設の床又は地盤面は、水密コンクリート等とし、オーバーフロー、漏出した廃酸、廃アルカリ又は床洗浄水等を集水し、受入れ設備又は汚水処理施設の原水槽へ導水できる設備を設けること。
- (9) 中和後の放流水を、当該設置場所の放流水の水質基準まで処理することができる排水処理設備を設けること。

2 5 産業廃棄物の中和施設の付帯設備

中和施設の付帯施設の構造は、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製ネットフェンスを設けること。ただし、事業者が事業場内に設置する施設については、この限りでない。
- (3) 中和剤の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量を有する水密コンクリートの流出防止堤を設けること。
- (4) 受入れ設備を設ける場合、当該設備の構造は、第3の1(1)の規定によること。
- (5) 処理後物の貯留設備の構造は、当該汚泥の性状により、第3の1(1)又は(7)の規定によること。
- (6) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置すること。
- (7) 消火設備を設置すること。
- (8) 床洗浄等のため、給水設備を設けること。
- (9) 中和施設が設置されている場内に管理事務所を設置すること。
- (10) pH及び電気伝導率等に係る水質測定を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

2.6 特別管理産業廃棄物の中和施設の主要設備等

中和施設の主要設備等の構造は、2.4及び2.5に規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 中和設備が設置される場所の床及び中和槽は、第3の3(1)の規定によること。ただし、「保管槽」を「中和槽」と読み替えるものとする。
- (2) 受入れ設備を設ける場合、当該設備の構造は、第3の3(1)若しくは(2)又は(3)の規定によること。
- (3) 処理後物の貯留設備の構造は、当該汚泥の性状により、第3の3(1)若しくは(2)又は(3)の規定によること。
- (4) 中和処分するものの性状の分析及び有害物質に係る分析を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

2.7 使用済自動車の解体施設の主要設備

使用済自動車の解体を行う主要設備等の構造については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」の規定に基づき、設置をすること。

2.8 使用済自動車の解体施設の付帯設備

使用済自動車の解体を行う付帯施設の構造については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」の規定に基づくほか、次のとおりとする。

- (1) 保管場所、作業場所の周辺の囲いとして原則として高さ1.8m以上のネットフェンスを設置すること。
- (2) 保管場所、作業場所への出入口は原則として1ヶ所とし、施錠できる設備とすること。
- (3) 保管場所及び作業場所には関係法令に基づき、消火設備を設置すること。
- (4) 解体で発生した廃棄物を保管する場所は、種類毎に確保するものとし、第3の1の規定によること。

2.9 再生活用施設の主要設備

再生活用施設の主要設備の構造は、その再生活用方式が2.8までに掲げる中間処理施設の処理方法と一致する場合には、当該中間処理施設の主要設備に準ずるものとし、一致する中間処理施設がない場合には、次のとおりとすること。

- (1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力等に対しても構造耐力上安全であること。
- (2) 再生活用しようとする産業廃棄物及び再生物の再生活用処理に伴い生ずる排ガス及び排水施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な設備を設けること。
- (3) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止することができる構造のものとし、又はそれらを防止できる設備を設けること。
- (4) 再生活用設備から発生する騒音又は振動により、周囲の生活環境を損うおそれがある場合は、それらに対する必要な設備を設けること。
- (5) 施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備を設けること。
- (6) 施設から排ガスを排出する場合には、排出される排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないように処理することができる排ガス処理設備を設けること。

3 0 再生活用施設の付帯設備

再生活用施設に設けなければならない付帯設備の構造は、その再生活用方式が28までに掲げる中間処理施設の処理方法と一致する場合には、当該中間処理施設の付帯設備に準ずるものとし、一致する中間処理施設がない場合には、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。ただし、事業者が事業場内に設置する施設については、この限りでない。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製ネットフェンスを設けること。ただし、事業者が事業場内に設置する施設については、この限りでない。
- (3) 運搬車両に付着した汚泥等を洗い落とすことができるピット方式の洗車設備を設けること。なお、当該設備から生ずる汚水を、適正に処理することができる排水処理設備を設けること。
- (4) 消火設備を設置すること。
- (5) 廃油、酸又はアルカリ等の貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。なお、当該貯留設備の周囲には、十分な容量を有する水密コンクリートの流出防止堤を設けること。
- (6) 受入れ設備は、再生活用対象の産業廃棄物等の種類に応じ、第3の1(1)～(7)又は3(1)～(4)に規定する構造であること。
- (7) 再生された再生品の貯留設備は、再生物の性状に応じ、生活環境の保全上支障がない構造とすること。なお、床面は水密コンクリート構造とすること。
- (8) 図3の立札を施設の入口等の見やすいところに設置すること。
- (9) 必要に応じて水質、騒音及び振動の測定を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

3 1 その他の中間処理施設の主要設備

30までに掲げる中間処理施設以外の中間処理施設の主要設備の構造は、その中間処理方式が30までに掲げる中間処理施設と一致する場合には、当該中間処理施設の主要設備に準ずるものとし、一致する施設がない場合には、次のとおりとする。

- (1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対しても構造耐力上安全であること。
- (2) 中間処理しようとする産業廃棄物並びに当該処理に伴って生ずる産業廃棄物、排ガス、排水又は施設の管理等において使用する薬剤等による腐食を防止するために、必要な設備を設けること。
- (3) 産業廃棄物等に雨水等が触れることによって、爆発や高温による熱分解など人や生

活環境上に支障を及ぼすおそれのある中間処理施設は、建屋内に設置すること。

- (4) 中間処理設備は、鉄筋構造のコンクリート製の床又はそれと同等の強度を有する架台等に固定すること。
- (5) 施設の床又は地盤面は、水密コンクリートであり、当該床面又は地盤面には、オーバーフロー、漏出した汚水及び床洗浄水を集水し、受入れ設備、汚水処理施設の原水槽又は排水処理設備へ導水できる設備を設けること。
- (6) 分解炉などの高温の炉に産業廃棄物等を投入する方式のものは、連続炉が望ましい。また、バッチ投入式の場合の投入口は、二重扉等の炉内温度が低下しないような構造とすること。
- (7) 分解炉などの高温で処理する炉は、出口温度を速やかに 900℃以上の高温にし、それを安定して保つことのできる助熱装置を設けること。
- (8) 分解炉などの高温熱分解等をより確実に行うため、高温で再熱できる後燃焼装置を設け、かつ、炉出口の温度を確認する温度測定記録装置を設けること。
- (9) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止することができる構造とし、又はそれらを防止できる設備を設けること。
- (10) 中間処理設備から発生する騒音又は振動により、周囲の生活環境を損うおそれがある場合は、それらに対する防音及び防振設備を設けること。
- (11) 施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境上の支障が生じないものとするため、必要な排水処理設備を設けること。
- (12) 施設から排ガスを排出する場合には、排ガスにより生活環境上の支障が生じないようにする排ガス処理設備を設けること。

3.2 その他の中間処理施設の付帯設備

30までに掲げる中間処理施設以外の中間処理施設に設けなければならない付帯設備の構造は、その中間処理方式が30までに掲げる中間処理施設と一致する場合には、当該中間処理施設の付帯設備に準ずるものとし、一致する施設がない場合には、次のとおりとする。

- (1) 一般道路から施設までの搬入道路に防じん対策を講ずること。
- (2) 施設又は施設を設置する事業場の周囲には、原則としてみだりに人が立ち入ることができない高さ1.8m以上の鋼製ネットフェンスを設けること。ただし、事業者が事業場内に設置する施設については、この限りでない。
- (3) 運搬車両に付着した汚泥等を洗い落とすことができる洗車設備を設けること。なお、当該設備から生ずる汚水を適正に処理することができる排水処理設備を設けること。
- (4) 消火設備を設置すること。
- (5) 酸又はアルカリ等の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。なお、薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量を有する水密コンクリートの流出防止堤を設けること。
- (6) 受入れ設備は、中間処理対象の産業廃棄物の種類に応じて第3の1(1)～(7)又は3(1)～(4)に規定する構造であること。
- (7) 処理後の貯留設備は、中間処理に伴って生ずる産業廃棄物の性状に応じて第3の1(1)～(7)又は3(1)～(4)に規定する構造であること。
- (8) 図2の立札を、施設の入口等の見やすいところに設置されていること。
- (9) 床洗浄のため、給水設備を設けること。
- (10) 中間処理施設が設置されている場内に管理事務所を設置すること。
- (11) 特別管理産業廃棄物を処分するその他の中間処理施設にあっては、処分するものの性状の分析、その他の中間処理により排水を放流する施設にあっては、排水の水質を自主管理するための水質の分析並びに騒音及び振動を発生する施設にあっては、騒音及び振動の測定を自ら又は委託により実施できる体制を持つこと。

第5 事前の確認を必要とする自社廃棄物の処理施設

1 対象施設

指導要綱第24条第2項の規定により別に定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 焼却施設 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの（ただし、廃プラスチック類の焼却施設は1時間当たりの処理能力が50キログラム以上のもの。）

2 事前確認において必要な書類

熊本県産業廃棄物処理指導要綱第24条第3項における自社処理施設に関する事前確認依頼書には次に掲げる書類を添付するものとする。なお、熊本県産業廃棄物処理指導要綱第24条第1項の確認は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく特定施設設置届出書の保健所への提出前に行うものとする。

- (1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置届出書の写し